2017 年 3 月 28 日

声明

高浜原発運転禁止仮処分滋賀訴訟申立人団・弁護団

大阪高等裁判所第１１民事部（山下郁夫裁判長、杉江佳治裁判官、吉川愼一裁判官）は、本日、関西電力高浜発電所３号機及び４号機（以下「高浜３、４号機」という。）の運転禁止を命じた大津地方裁判所 2016 年 3 月 9 日仮処分決定、及び、これに対する関西電力の異議を退けた同裁判所同年 7 月 12 日決定をいずれも取り消した。原発再稼働反対の国民が賛成の国民を大きく上回り、社会全体として原発の危険性を受け容れるとの合意形成がなされていない状況で高浜３、４号機の運転を容認する本日の大阪高裁の判断は、民意を無視した司法の暴走とも言うべきものであり、我々はこれに対して強い抗議の意思を表明する。

大阪高裁における保全抗告手続きの中で、我々は、関西電力が安全性主張の拠り所とする新規制基準の不合理さや、高浜３、４号機が過酷事故を起こし、これによって滋賀県の住民の生命や健康といった人格的利益が侵害される恐れを具体的かつ詳細に指摘してきた。しかし、大阪高裁は、原子力規制委員会が昨年８月に公表した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」に依拠した関西電力の主張をほぼ認め、安易に新規制基準の合理性を肯定し、地震、津波、使用済み燃料ピット、避難計画など、我々が提起した数多くの問題についても、ほぼ関西電力の主張を沿う判断に終始した。福島第一原発事故後に原発の運転を容認したいくつかの司法判断に共通する「思考停止」「行政追随」一色の判断内容であり、法と良心に従い公正な判断を下すという司法の果たすべき役割を放棄するにも等しいその態度に怒りの念を禁じ得ない。

大阪高裁は、新規制基準を「安全性の基準」と呼び、新規制基準に適合していればそれでよく、新規制基準が要求しない対策は一切講じる必要がないとしている。福島第一原発事故以前の司法の姿そのものであり、福島第一原発事故を踏まえた新たな判断枠組みを打ち立てようとする姿勢は全く見受けられない。この基本的な姿勢が、伊方原発最高裁判決の枠組みから一歩も出ようとしない判断枠組み論や、深層防護における第５層を軽視する判示に繋がっている。このような大阪高裁の判断は、国や電力事業者の主張に対して盲目的に追従していた福島第一原発事故以前の大多数の裁判所の態度を彷彿とさせ、福島第一原発事故を防ぐことができなかった責任の一端が司法にもあるという反省の態度は微塵も感じられない。福井地裁及び大津地裁が、従前の原子力行政に対して素直に疑問の目を向け、司法が本来あるべき姿を取り戻そうとする流れに逆行し、旧態依然としたふがいない司法に時計の針を戻そうとする醜悪な態度に激しい憤りを感じる。

世界に目を向ければ、再生可能エネルギーによる発電が爆発的に拡大しており、そのコストは劇的に低下している。他方、高度の安全性を求められる原発のコストは上昇の一途である。原発メーカーは、東芝だけでなく、アレバも、三菱重工も、日立も苦境に陥っている。発電しながら新たな燃料を産みだす高速増殖炉の夢はついえた。１０万年にもわたって管理しなければならない高レベル放射性廃棄物の処分は相変わらず目途が立っていない。福島第一原発の収束は全く見通しがなく、廃炉・除染・損害賠償の費用は天井知らずである。もはや原発に未来はない。脱温暖化、脱原発、その手段は自然エネルギーという世界の大きな潮流の中で私たちは必ず勝利するものと確信している。

関西電力は、高浜３、４号機だけでなく、すべての原発の廃炉を速やかに決定し、市民から信頼される企業に生まれ変わるべきである。政府は、原発ゼロ、再生可能エネルギーによる発電の拡大に向けて速やかに政策を転換するべきである。

大阪高裁は、高浜３、４号機の運転を容認したが、我々は、引き続き、原発のない安心して暮らせる社会を目指して粛々と闘いを続ける所存である。